議案第42号

さぬき市公文書等の管理に関する条例の制定について

さぬき市公文書等の管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

さぬき市公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 公文書の管理(第4条―第11条)
- 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第12条一第29条)
- 第4章 公文書等管理委員会(第30条)
- 第5章 雑則(第31条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民に主体的に利用されるべき市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理並びに歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、もって行政の適正かつ効率的な運営に資するとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うし、市民協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をい う。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(以下これらを「文書等」という。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的 として発行されるもの
 - (2) 図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの
 - (3) 特定歷史公文書等
 - (4) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理しているもの(前号に掲げるものを除く。)
- 3 この条例において「歴史公文書等」とは、公文書その他の文書等のうち、歴史 資料として重要なものとして、規則で定める基準に適合するものをいう。

- 4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 第8条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの又は同条第2項若し くは第4項の規定により市長に移管されたもの
 - (2) 市長の決定により市が法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は個人から寄贈又は寄託を受け、管理することとなったもの。ただし、当該寄贈又は寄託を受けた後に公文書として実施機関が保有するもの及び第2項第2号又は第4号に該当するものを除く。
- 5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 公文書
 - (2) 特定歷史公文書等

(法令又は他の条例との関係)

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例 に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(作成)

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

(整理)

- 第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、 規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、 保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「簿冊」という。)にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、公文書又は簿冊(以下「簿冊等」という。)の保存期間が満了した場合において、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。
- 5 実施機関は、簿冊(1年未満の保存期間が設定されたものを除く。次条を除き、 以下同じ。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期

間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する公文書がまとめられたものにあっては引き続き保存(市長以外の実施機関については市長への移管)の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、簿冊について、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、 その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため に必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を 講じた上で保存しなければならない。

(簿冊管理簿)

第7条 実施機関は、簿冊の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、 簿冊の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したとき の措置その他の必要な事項(さぬき市情報公開条例(平成14年さぬき市条例第 11号。以下「情報公開条例」という。)第6条に規定する非開示情報に該当す るものを除く。)を記載した帳簿(以下「簿冊管理簿」という。)を作成しなけ ればならない。

(移管又は廃棄)

- 第8条 市長は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第5項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。
- 2 実施機関(市長を除く。この条及び次条において同じ。)は、保存期間が満了 した簿冊について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又 は廃棄しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、 当該簿冊にまとめられた公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該 簿冊を保有する実施機関に対し、当該簿冊を市長に移管するよう求めることができる。
- 4 実施機関は、前項後段の規定による求めがあったときは、当該簿冊について当該求めを参酌して第5条第5項の規定による定めを変更し、当該簿冊を市長に移管することができる。
- 5 実施機関は、第2項又は前項の規定により市長に移管する簿冊について、第1 3条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を 行うことが適切であると認める場合は、その旨の意見を付さなければならない。 (管理状況の報告)
- 第9条 実施機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、 毎年度、市長に報告しなければならない。

(公文書管理規程)

- 第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に 行われることを確保するため、公文書の管理に関する規程等を設けなければなら ない。
- 2 前項の規程等には、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (1) 作成に関する事項
 - (2) 整理に関する事項
 - (3) 保存に関する事項
 - (4) 簿冊管理簿に関する事項
 - (5) 移管又は廃棄に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保する ために必要な事項
- 3 実施機関は、第1項の規程等を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(出資法人及び指定管理者の文書等の管理)

- 第11条 市が出資する法人で市長の定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人が保有する文書等の適正な管理に関し 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第 1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)を管理する指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る文書等の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項の措置を講ずるよう指導 するものとする。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

- 第12条 市長は、特定歴史公文書等について、第28条の規定により廃棄される に至る場合を除き、永久に保存しなければならない。
- 2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の 状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切 な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければな らない。
- 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別する ことができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)が記録されている場合は、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の 特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事 項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

- 第13条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求 (以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をした者(以下「利用請求者」という。)に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。
 - (1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報
 - イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報
 - ウ 情報公開条例第6条第3号又は同条第7号に掲げる情報
 - エ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると当該特定歴史公文書等の作成又は取得をした実施機関(当該実施機関の所掌する事務又は事業が他の実施機関に移管されている場合にあっては、当該他の実施機関。第27条において同じ。)が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が 経過していない場合
 - (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が当該原本を現に使用している場合
- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得をされてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第5項の規定による意見が付されている場合は、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アから エまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容 易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部 分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が 記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第14条 市長は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)その他の規則で定める者から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の方法)

- 第15条 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 第12条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の 名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市長は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 (利用請求に対する決定等)
- 第16条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させる ときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書等の 利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その 旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 (利用決定等の期限)
- 第17条 前条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった 日から起算して15日以内にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用請求があった日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、前条第2項 の規定による延長期間内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の 遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、市長は、利用請求に係る特定歴 史公文書等のうちの相当の部分につき当該延長期間内に利用決定等をし、残りの 特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすることができる。 この場合において、市長は、当該延長期間内に利用請求者に対し、次に掲げる事 項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限
- 2 前条及び前項に規定する利用決定等の期限に係る期間については、第15条第 2項の規定により請求書の補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、算入 しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等に本市、国、公文書等の管理に関する 法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の 地方公共団体、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項 に規定する地方独立行政法人及び利用請求者以外の法人等又は個人(以下「第三 者」という。)に関する情報が記録されている場合は、市長は、利用決定等をす るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等 の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えること ができる。
- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第6条第2号又は第3号に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、特定歴史公文書等であって第13条第1項第1号エに該当するものとして第8条第5項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合は、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第 三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を 提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするとき は、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければなら ない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書(第23条第 1項第2号及び第24条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第

三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法等)

- 第20条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合で当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。
- 2 特定歴史公文書等の利用を閲覧又は視聴の方法により行う者は、当該特定歴史 公文書等を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損しては ならない。
- 3 市長は、特定歴史公文書等の利用を閲覧又は視聴の方法により行う者が、前項 の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該特定歴史公文 書等の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止させることができる。

(費用負担)

第21条 前条第1項の規定により特定歴史公文書等の写し(電磁的記録については、同項の規則で定める方法により交付されるものを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- 第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政 不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。 (審査請求があった場合の諮問等)
- 第23条 市長は、利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があった ときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、さぬき市公文書等管理委員 会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適 用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第24条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した 第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第25条 第19条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する 裁決
 - (2) 審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第26条 市長は、特定歴史公文書等(第13条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第27条 特定歴史公文書等の作成又は取得をした実施機関が、市長に対してそれ ぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文 書等について利用請求をした場合は、第13条第1項第1号の規定は、適用しな い。

(特定歴史公文書等の廃棄)

- 第28条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書等が規則で定める場合に該当し、歴史資料として重要でなくなったと認めるときは、当該文書等を 廃棄することができる。
- 2 市長は、前項の規定により文書等を廃棄するときは、あらかじめ、さぬき市公 文書等管理委員会に諮問しなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第29条 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 公文書等管理委員会

(公文書等管理委員会の設置)

第30条 公文書等の管理を適正かつ効率的に行うため、さぬき市公文書等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、 公文書等の管理に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議するととも に、実施機関に意見を申し出ることができる。
- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、委員は、公文書等の管理に関して学 識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(市長の調整)

第31条 市長は、この条例を実施するため特に必要があると認める場合は、公文 書の管理について、他の実施機関に対し、資料の提出若しくは報告を求め、又は 助言をすることができる。

(研修)

- 第32条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効率 的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研 修を行うものとする。
- 2 市長は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

第33条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合は、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第8項 の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市長が歴史資料として重要なものとして特別の管理を している文書等で第2条第3項の規則で定める基準に適合するものは、特定歴史 公文書等とみなす。
- 3 実施機関は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後速やかに、

この条例の施行の際現に実施機関が保有している公文書について、第5条に定める整理を行わなければならない。ただし、この条例の施行前に実施機関が定めた基準により保存期間を定めた公文書で、施行日において既に当該保存期間の満了しているものについては、この限りでない。

- 4 第7条の規定は、施行日以後に作成し、又は取得する公文書に係る簿冊について適用する。
- 5 附則第3項ただし書に掲げる公文書で施行日において実施機関が保有している ものは、第8条の規定の例により、市長が引き続き保存し、若しくは市長に移管 し、又は廃棄するものとする。
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経 過措置は、規則で定める。

(さぬき市情報公開条例の一部改正)

7 さぬき市情報公開条例(平成14年さぬき市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、電磁的記録」を「及び電磁的記録」に改め、同号ア中「刊行物」を「官報、白書」に改め、同号イ中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号に次のように加える。

- ウ さぬき市公文書等の管理に関する条例(令和4年さぬき市条例第 号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等
- エ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理しているもの(ウに掲げるものを除く。)

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第21条の見出し中「文書検索目録等」を「公文書検索資料」に改め、同条中 「文書目録」を「目録等の資料」に改める。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

8 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会の委員 日額 8,000円

議案第43号

さぬき市空家等の対策の推進に関する条例の制定について

さぬき市空家等の対策の推進に関する条例を別紙のとおり制定することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議 会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関して必要な事項を定めることにより、空家等の適切な管理と活用を促進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
 - (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
 - (3) 市民等 市内に居住、通勤、又は通学をする者及び市内に事務所、事業所等 を有する法人その他の団体をいう。
 - (4) 所有者等 空家等の所有者、管理者その他の空家等を管理する責任を有する 者をいう。

(基本理念)

第3条 空家等に関する対策は、適切に管理されていない空家等の改善を図る取組 並びに空家等の活用を促進し、及びその発生を抑制するための取組が、計画的に、 かつ、所有者等、市及び市民等の協働により推進されなければならない。

(所有者等の青務)

- 第4条 所有者等は、その管理すべき空家等が、そのまま放置すれば倒壊等保安上 危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理 が行われていないことにより景観を損なっている状態その他周辺の生活環境を保 全するために放置することが好ましくない状態(以下「管理不全状態」とい う。)にならないよう自らの責任において適切にこれを管理しなければならない。
- 2 所有者等は、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第5条 市は、空家等の適切な管理及び活用の促進に関し、必要な施策を総合的に 講ずるものとする。
- 2 市は、空家等の適切な管理又は活用の促進に関する所有者等又は市民等の取組と連携し、必要な支援に努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、適切に管理されていない空家等が周辺の生活環境に及ぼす影響 や空家等の発生を未然に防ぐことの重要性等について理解を深め、空家等の発生 を抑制し、相互に協力して良好な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等と推測されるものを発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条 第1項に規定する空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)を定める ものとする。

(立入調査等)

- 第8条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査のほか、第11条の規定の 施行に必要な限度において、市長が指定する職員又は委任した者に、空家等と認 められる場所に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければな らない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪の捜査のために認められ たものと解釈してはならない。

(助言等)

第9条 市長は、法第9条の規定による調査若しくは立入調査、法第10条の規定による情報の利用等又は前条の規定による立入調査等により空家等が管理不全状態にあることを把握した場合は、当該空家等の所有者等に対し管理不全状態の改善及び予防のために必要な措置を行うよう助言又は指導をすることができる。

(命令代行措置)

- 第10条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた者から命令に係る 措置を履行することができない旨の申出があった場合において、申出に係る理由 が正当であり、かつ、命令に係る措置を緊急に講ずる必要があるときは、命令に 係る特定空家等の所有者等からの依頼に基づき、当該措置を代行することができ る。
- 2 市長は、前項の規定により措置を代行したときは、特定空家等の所有者等に対し当該措置に係る費用を請求することができる。

(緊急安全措置)

- 第11条 市長は、管理不全状態にある空家等を放置することにより、人の生命、 身体又は財産に重大な被害を及ぼすことが明らかであり、かつ、所有者等に助言 等を行う時間的余裕がないと認める場合は、その危険な状態を緊急的に回避する ために必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた管理不全状態にある空 家等の所有者等に対し当該措置に係る費用を請求することができる。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、管理不全状態にある空家等を解消するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、協力を求めるものとする。

(協議会)

- 第13条 市は、法第7条第1項の規定によりさぬき市空家等対策協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、空家等対策計画の策定及び変更に関する協議、特定空家等の該当性 に関する審査その他の空家等に関する対策の推進のために必要な事項として市長 が指定するものの調査、審査、審議等を行うものとする。
- 3 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織し、委員は、法第7条第2項 に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

- 2 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。
 - 別表都市計画審議会の委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会の委員 日額 8,000円

議案第44号

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように 改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に 住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の指名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定 資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」 に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に 住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る 第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよう とする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る 第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよう とする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの

項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条を削る。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(令和3年さぬき市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中さぬき市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(さぬき市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第1条中さぬき市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

(納税証明書に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「原則施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、原則施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のさぬき市税条例(次項において「旧条例」という。)第

- 36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、原則施行日以後に支払を受けるべき 所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金 等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において 「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規 定する申告書について適用し、原則施行日前に支払を受けるべき公的年金等につ いて提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお 従前の例による。
- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例の規定中個人の 市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、 令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例第73条の3 (地方税法第382 条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の 日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定に よる措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第45号

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部改正について

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正 する条例

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年さぬき 市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、同条第2項中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第3条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第4条中「課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに」を「規則で定めるところにより」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市後期高齢者医療に関する条例(平成20年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5項」を「附則第3項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

さぬき市預かり保育料徴収条例の一部改正について

さぬき市預かり保育料徴収条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

さぬき市預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

さぬき市預かり保育料徴収条例(令和元年さぬき市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「時間帯における利用に応じ」を「区分に応じ規則(さぬき市立 幼稚園において実施する預かり保育については、教育委員会規則)で定める預かり保育の実施時間における利用について」に改め、同項第1号中「から午後6時まで」を削り、同項第2号中「)の午前8時30から午後6時まで」を「次号において「休業日」という。)の午前8時30分以後」に改め、同項第3号中「午前7時30分から午前8時30分まで」を「教育時間開始前(休業日にあっては、午前8時30分前)」に改める。

第3条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成14年さぬき市条例第49号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 取得する財産 消防ポンプ自動車CD-I型

2 取得の目的 消防団大川第1分団配置の消防ポンプ自動車の購入

3 取得価格 一金25,740,000円

うち消費税及び地方消費税額2,340,000円

4 契約の相手方 香川県高松市屋島西町1931番地5

株式会社 福島商会

代表取締役 福島 桂子

5 契約の方法 指名競争入札